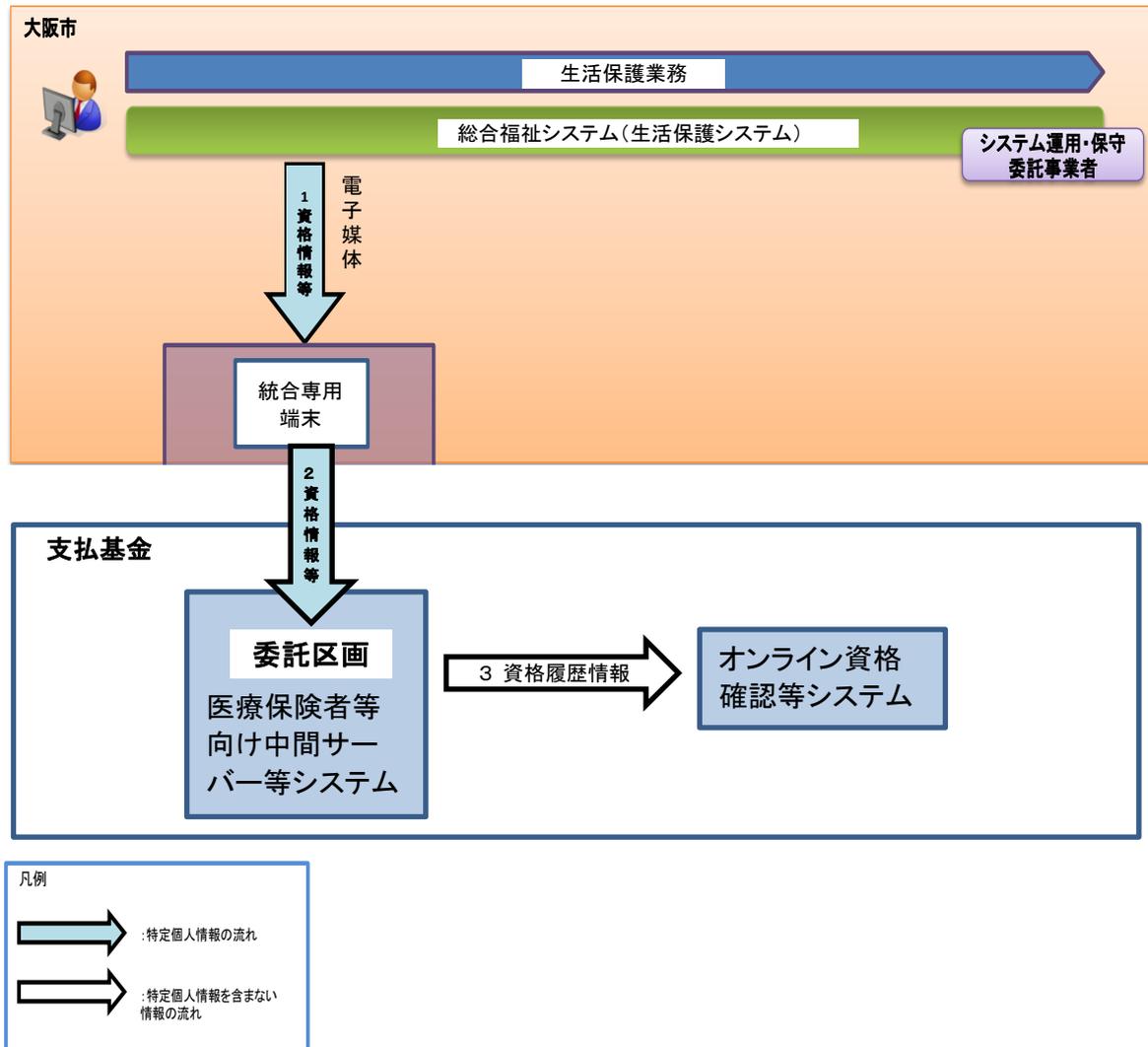


【別添1】事務内容 情報連携イメージ図

オンライン資格確認の準備に係る事務



《支払基金との特定個人情報の情報連携》

1. 総合福祉システムから電子媒体で統合専用端末に連携する。
2. 統合専用端末を介して、医療保険者等向け中間サーバー等システム(運用支援環境)の大阪市用委託区画に加入者情報を提供する。

《支払基金との特定個人情報以外の情報連携》

3. 医療保険者等向け中間サーバー等システム(運用支援環境)の大阪市用委託区画で管理される情報を、資格情報として、オンライン資格確認等システムに提供する。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(記載なし)	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことで、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))に委託することができる旨の規定が盛り込まれていることを踏まえ、生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への資格情報等を連携し、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る受給者等の医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国民健康保険団体連合会から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を行う。	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う事務の内容を追加)及びこれに伴う修正
令和5年6月26日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(記載なし)	<p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで受給者等の資格情報を利用するために、国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から受給者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、医療保険者等向け中間サーバー等へ受給者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで受給者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した受給者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う事務の内容を追加)及びこれに伴う修正
令和5年6月26日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う事務の内容を追加)及びこれに伴う修正
令和5年6月26日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	(記載なし)	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、支払基金が運営する。なお、市区町村生活保護に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(i)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証明情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。</p> <p>(ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p>	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う事務の内容を追加)及びこれに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	(記載なし)	(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2(評価対象外)) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会及び(iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2(評価対象外)) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。	事前	同上
令和5年6月26日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	(記載なし)	(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得及び(ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。	事前	同上
令和5年6月26日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	(記載なし)	<オンライン資格確認の準備業務> ・オンライン資格確認で受給者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として資格情報ファイルを保有する。	事前	同上
令和5年6月26日	I 基本情報 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(記載なし)	<オンライン資格確認の準備業務> ・オンライン資格確認等システムを通して、資格確認を行うことで医療券等の発行に伴う事務コスト等の削減、システムとの連携による保健医療データ活用の仕組みを実現する。	事前	同上
令和5年6月26日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二 第9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 第8-1-イ、8-1-ロ、8-2-イ、9-1-ニ、9-3-ロ、9-4-ニ、11-1-ニ、11-2-ロ、11-4-イ、12-1-ヌ、12-2-チ、12-3-ハ、12-4-リ、12-6-チ、12-8-ヌ、13-2-イ、14-3-イ、17-1、19-1、19-1-ヌ、19-2、19-3、19-4、19-5、19-6、20-4、20-5、20-7、20-8、20-10-ロ、20-11、21-1-ハ、21-5、21-6、21-8、21-9、21-10、22-2、22-3、22-4、22-5、22-6、22-8、22-10、22-11、23-1、24-1、25-8-ロ、26の4-1、27-3-イ、28-1-ハ、32-1-イ、32-2-イ、33-3、35-1、39-1、44-1-ヌ、47-2-イ、47-3-イ、47-4-イ、47-5-イ、47-6-イ、47-7-イ、47-8-イ、47-9-イ、47-10-イ、47-11-イ、47-12-イ、47-13-イ、47-14-イ、47-15-イ、47-16-イ、47-17-イ、47-18-イ、47-19-イ、47-20-イ、47-21-イ、47-22-イ、47-23-イ、52、53-1-ホ、53-2-ニ、53-3-ハ、55-1-リ、55-6-ハ、55-7-ハ、55-9-ホ、55-10-ハ、55-11-ホ、59の2の2-1-リ、59の2の2-6-リ、59の3-1-イ、59の3-2-イ 大阪市個人番号の利用等に関する条例(以下「市番号条例」という。)別表第2の第1、2、3、5、8、8の2、9、9の2、10、10の2、11、12、12の2、13、16、18、19、20、20の2、20の3、21の項 2.【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 第26の項、番号法別表第二の主務省令第19条、市番号条例別表第1の4、別表第2の7、21	1.【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二 第9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。) 第8-1-イ、8-1-ロ、8-2-イ、9-1-ホ、9-3-ロ、9-4-ハ、11-1-ニ、11-2-ロ、11-4-イ、12-1-ヌ、12-2-チ、12-3-ハ、12-4-リ、12-6-チ、12-8-ヌ、13-3-イ、14-3-イ、17-1、19-1、19-1-ヌ、19-2、19-3、19-4、19-5、19-6、20-9、20-11、20-14、20-17、21-2-ハ、21-10、21-11、21-13、21-14、21-15、22-2、22-3、22-4、22-5、22-6、22-8、22-10、22-11、23-2-イ、24-1、25-10-ロ、26の4-1、27-3-イ、28-1-ハ、32-1-イ、33-3、35-1、39-1、44-1-ヌ、44-2、44-3、44-4、44-5、44-6、47-2-イ、47-12-イ、47-13-イ、47-14-イ、47-16-イ、47-26-イ、47-27-イ、47-29-イ、47-31-イ、47-32-イ、47-33-イ、47-34-イ、47-35-イ、47-36-イ、47-37-イ、47-38-イ、47-39-イ、47-40-イ、47-41-イ、47-44-イ、47-45-イ、47-46-イ、47-47-イ、47-48-イ、52、53-1-ホ、53-2-ニ、53-3-ハ、55-1-リ、55-6-ハ、55-7-ハ、55-9-ホ、55-10-ハ、55-11-ホ、58-1-イ、59の2の2-1-リ、59の2の2-7-リ、59の3-1-イ、59の3-2-イ 大阪市個人番号の利用等に関する条例(以下「市番号条例」という。)別表第2の第1、2、3、5、8、8の2、9、9の2、10、10の2、11、12、12の2、13、16、18、19、20、20の2、20の3、21の項	事前	番号法改正に伴う号ずれ追記・削除漏れ
令和5年6月26日	(別添1)事務の内容 (イメージ図)	(記載なし)	支払基金との情報連携を追記	事前	①重要な変更(特定個人情報を取り扱う事務の内容を追記)及びこれに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	(別添1)事務の内容 (情報連携の説明)	(記載なし)	11. 総合福祉システムから電子媒体で統合専用端末に連携する。 12. 統合専用端末を介して、医療保険者等向け中間サーバー等システム(運用支援環境)の大阪府用委託区画に加入者情報を提供する。 13. 医療保険者等向け中間サーバー等システム(運用支援環境)の大阪府用委託区画で管理される情報を、資格情報として、オンライン資格確認等システムに提供する。	事前	同上
令和5年6月26日	【別添1】事務内容 情報連携イメージ図	(記載なし)	追加	事前	同上
令和5年6月26日	【別紙1】事務内容 情報連携イメージ オンライン資格確認の準備に係る事務説明文	(記載なし)	≪支払基金との特定個人情報の情報連携≫ 1. 総合福祉システムから電子媒体で統合専用端末に連携する。 2. 統合専用端末を介して、医療保険者等向け中間サーバー等システム(運用支援環境)の大阪府用委託区画に加入者情報を提供する。 ≪支払基金との特定個人情報以外の情報連携≫ 3. 医療保険者等向け中間サーバー等システム(運用支援環境)の大阪府用委託区画で管理される情報を、資格情報として、オンライン資格確認等システムに提供する。	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	(「その他」に追加)	公金受取口座登録・連携ファイル関係情報	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(追加)	・公金受取口座登録・連携ファイル関係情報: 支給先の口座を把握するため	事後	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	(「行政機関・独立行政法人等」に追加)	デジタル庁	事後	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[]その他()	[O]その他(支払基金)	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6	(記載なし)	生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ①委託内容	(記載なし)	本市が、オンライン資格確認の準備のため、受給者等の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ受給者等の特定個人情報及び資格情報、医療券・調剤券情報の提供を行う。 本市の生活保護システムから統合専用端末を介して、受給者等の資格情報 医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの全体	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(記載なし)	オンライン資格確認等システムで受給者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ③委託先における取扱者数	(記載なし)	50人以上100人未満	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	専用線 その他 情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	(記載なし)	(株)エヌ・ティ・ティ・データ関西	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑦再委託の有無	(記載なし)	再委託する	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑨再委託事項	(記載なし)	・システム改修等における設計・製造・試験の一部業務 ・保守業務および運用支援業務における一部作業 ・中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理における一部業務	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ①委託内容	(記載なし)	本市から委託を受けた支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を実施し、本市から委託区画に連携された個人番号を含む受給者等の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。 また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの全体	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(記載なし)	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ③委託先における取扱者数	(記載なし)	50人以上100人未満	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	専用線	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	(記載なし)	支払基金	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑦再委託の有無	(記載なし)	再委託する	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境をクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境をクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者はクラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で許諾を得ること。	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑨再委託事項	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ①委託内容	(記載なし)	本市から委託を受けた支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(JLIS)から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの全体	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項8 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲対象となる本人の範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項8 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性	(記載なし)	オンライン資格確認等システムで受給者等の資格情報を利用するために、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(JLIS)から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項8 ③委託先における取扱者数	(記載なし)	50人以上100人未満	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項8 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	専用線	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項8 ⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項8 ⑥委託先名	(記載なし)	支払基金	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項8 ⑦再委託の有無	(記載なし)	再委託する	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項8 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境をクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境をクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者はクラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で許諾を得ること。	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項8 ⑨再委託事項	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項9	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等における機関係別符号の取得等	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ①委託内容	(記載なし)	本市から委託を受けた支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの全体	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(記載なし)	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、受給者の資格履歴情報の管理を行う。	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ③委託先における取扱者数	(記載なし)	50人以上100人未満	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	専用線	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑥委託先名	(記載なし)	支払基金	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑦再委託の有無	(記載なし)	再委託する	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境をクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境をクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者はクラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で許諾を得ること。	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑨再委託事項	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	同上
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【電子データ】 略 【紙書類】 略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	【電子データ】 略 【紙書類】 略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	地方公共団体情報システム機構からの事務連絡により修正
令和5年6月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(追加)	公金受取口座登録・連携ファイル関係情報	事後	同上
令和5年6月26日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(記載なし)	＜医療保険者等向け中間サーバー等＞ (資格情報等) 1.電文メッセージID、2.電文種別ID、3.電文実行モード、4.中間サーバー実行モード、5.システム識別子、6.送信元システム識別子、7.送信先システム識別子、8.保険者コード、9.保険者番号、10.受付番号、11.受付明細番号、12.受付明細枝番、13.処理通番、14.処理通番の枝番、15.電文結果コード、16.結果区分、17.システム区分、18.エラー区分、19.処理ステータスコード、20.処理結果区分、21.処理結果詳細コード、22.処理結果分類コード、23.結果取得用受付番号、24.処理結果コード、25.スレッド識別子、26.メッセージID、27.既存の識別コード、28.無効化フラグ、29.添付ファイル名称、30.添付ファイル参照先ID、31.既存システムユーザID、32.既存システム部署コード、33.ユーザID、34.ロールID、35.ロールID群、36.アクセスグループコード、37.部署コード、38.対象外事務手続コード群、39.特定個人情報名コード群、40.異動種別、41.変更種別、42.依頼元部署コード、43.依頼元ユーザID、44.処理要求ユーザID、45.被保険者枝番、46.被保険者証記号・番号、47.性別、48.オプトアウト(情報提供を希望しない)、49.処理種別コード、50.被保険者証記号、51.被保険者証番号、52.被保険者証枝番、53.レコード種別コード、54.自己情報提供不可フラグ、55.特定健診情報提供に係る本人同意フラグ、56.不開示該当フラグ、57.身分、58.加入者区分コード、59.世帯識別番号、60.資格喪失事由、61.本人・家族の別、62.被保険者証区分、63.被保険者証一部負担割合、64.限度額適用認定証区分、65.限度額適用認定証適用区分、66.特定疾病療養受療証認定疾病区分、67.特定疾病療養受療証自己負担限度額、68.性別1、69.性別2、70.ステータスコード、71.保険者番号(証)、	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(記載なし)	72.被保険者証記号(証)、73.被保険者証番号(証)、74.被保険者証枝番(証)、75.絞り込み条件アウト(情報提供を希望しない)、76.絞り込み条件ステータスコード、77.出力項目コード、78.出力順コード、79.出力順指定コード、80.登録削除区分、81.データセットコード、82.特定個人情報名コード、83.設定値、84.自動応答不可事由コード、85.組合員コード、86.証区分、87.所得区分、88.被保険者との続柄、89.一定以上負担区分コード、90.減額区分コード、91.受給者区分、92.データセット版番号、93.年号、94.月、95.日、96.異動事由コード、97.照会処理結果コード、98.生存状況コード、99.変更状況コード、100.異動有無コード、101.照会一致項目フラグ、102.照会一致項目、103.不参加団体対象フラグ、104.検索パターン番号要求有無フラグ、105.検索パターン番号、106.市町村コード、107.機関コード、108.機関種別コード、109.情報照会者機関コード、110.情報提供者機関コード、111.照会委任元機関コード、112.提供委任元機関コード、113.委託元機関コード、114.委託先機関コード、115.情報提供者保険者コード、116.情報照会者部署コード、117.情報提供者部署コード、118.情報照会者ユーザID、119.情報提供者ユーザID、120.情報照会者機関種別コード、121.情報提供者機関種別コード、122.情報連携区分、123.照会提供区分、124.照会提供単位、125.保険者等識別通番、126.事務コード、127.事務手続コード、128.取りやめ事由、129.種別情報コード、130.不開示コード、131.照会側不開示コード、132.表示用不開示コード、133.提供者不開示設定フラグ、134.記録事項変更事由コード、135.記録事項変更事由設定フラグ、136.特定個人情報の項目コード、137.提供ステータス(受付明細番号単位)、138.提供ステータス(受付明細枝番単位)、139.提供ステータス(医療保険者等単位)、	事前	同上
令和5年6月26日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(記載なし)	140.提供ステータス(複数指定可)、141.照会ステータス(明細単位)、142.照会ステータス(複数指定可)、143.情報提供者被保険者枝番、144.委託事務コード、145.委託事務手続コード、146.委託特定個人情報名コード、147.委託特定個人情報の項目コード、148.情報照会条件、149.提供XMLデータ情報、150.版跨りフラグ、151.情報照会者システム識別子、152.情報提供者システム識別子、153.法第21条第2項各号該当コード、154.代理人フラグ、155.住基照会受付番号、156.住基照会受付番号枝番、157.期中精算フラグ、158.保険者任意コード、159.バッチ実行番号、160.表頭コード、161.表側コード、162.表頭表側区分コード、163.表頭表側コード、164.抽出対象区分、165.提供ステータス、166.不開示フラグ、167.記録事項変更事由区分、168.取りやめ事由区分、169.業務状態コード、170.抽出条件コード、171.お知らせ種別取得コード、172.お知らせID、173.マスター種別コード、174.配信物種別コード、175.要求結果区分、176.個人番号誤入力チェック結果コード、177.期間経過フラグ、178.ダウンロード状況、179.高齢受給者証一部負担割合、180.初回紐付状態、181.突合結果分類、182.加入者抽出区分、183.要求元相対先区分、184.記録追記ステータス、185.追記要求データ区分、186.委託有無、187.指定医療機関コード、188.処方箋発行元医療機関、189.医療券/調剤券別、190.感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の該当状況、191.後期高齢者医療の該当状況、192.公費負担者番号、193.交付番号、194.資格確認方法、195.社会保険状況、196.受給者番号、197.傷病名、198.診療別、199.単独/併用別、200.本人支払額(自己負担額)、201.都道府県費の該当状況、202.絞り込み条件レコード種類コード	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1 (対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容)	(記載なし)	【支払基金からの情報入手】 ・入手元は、支払基金の医療保険者等向け中間サーバー等に限定されており、配信されるデータは支払基金において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報入手することはない。 ・統合専用端末において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 * :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1 (必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容)	(記載なし)	【支払基金からの情報入手】 ・入手元は、支払基金の医療保険者等向け中間サーバー等に限定されており、配信されるデータは支払基金においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 * :ここでいう指定されたインタフェースとは、医療保険者等向け中間サーバー等の外部インタフェース仕様書に記載されている支払基金の医療保険者等向け中間サーバー等システムと市区町村に設置する統合専用端末との間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、支払基金の医療保険者等向け中間サーバー等からデータ配信ができない仕組みになっている。	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク2 (リスクに対する措置の内容)	(記載なし)	【支払基金からの情報入手】 ・特定個人情報の入手元は、支払基金の医療保険者等向け中間サーバー等に限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、医療保険者等向け中間サーバー等の外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と支払基金の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 (入手の際の本人確認の措置の内容)	(記載なし)	・支払基金から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で支払基金に送信した資格情報等に、支払基金が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において支払基金に送付する前に実施済みである。さらに、支払基金においても個人識別事項を管理しており、受給者番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 (個人番号の真正性確認の措置の内容)	(記載なし)	支払基金から入手する情報には、個人番号は記録されていない。	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 (特定個人情報の正確性確保の措置の内容)	(記載なし)	【支払基金からの情報入手】 ・支払基金から配信される情報については、本市および他市から送信された資格情報等をもとに、医療保険者等向け中間サーバー等システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4 (リスクに対する措置の内容)	(記載なし)	【支払基金からの情報入手】 ・本市の統合専用端末は、支払基金のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・本市の統合専用端末と支払基金の医療保険者等向け中間サーバー等との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・本市の統合専用端末と支払基金の医療保険者等向け中間サーバー等との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、支払基金により迅速に実施される。 ・統合専用端末において対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・統合専用端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・統合専用端末と本市システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4 (リスクに対する措置の内容)	(記載なし)	・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破壊する。 ・定期的な操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。	事前	同上

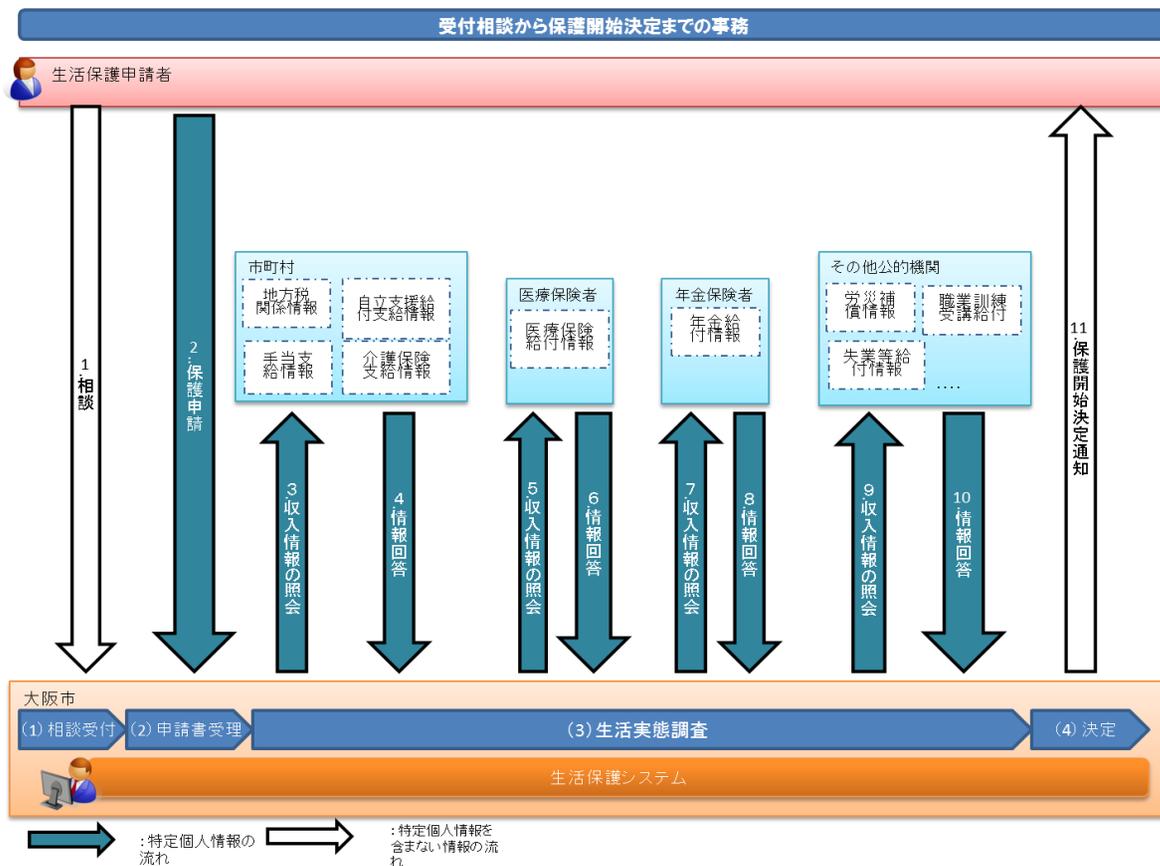
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 (事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容)	(記載なし)	<p><統合専用端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は統合専用端末に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 ・* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、資格情報等ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で統合専用端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 (ユーザ認証の管理:具体的な管理方法)	(記載なし)	<p><統合専用端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 (特定個人情報の使用の記録:具体的な方法)	(記載なし)	<p><統合専用端末における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合専用端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録し、一定期間保存する。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する画面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4 (リスクに対する措置の内容)	(記載なし)	<p><統合専用端末PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正なデータ抽出等ができないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は統合専用端末に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・統合専用端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、支払基金においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ・* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、資格情報等ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で統合専用端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 ・統合専用端末と本市システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 (具体的な制限方法)	(記載なし)	<p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務、本人確認事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 (具体的な制限方法)	(記載なし)	<p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務、本人確認事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール	定めていない	定めている	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール (委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	(記載なし)	<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務、本人確認事務及び機関別符号取得等事務> ・契約書において本市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール (委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法)	(記載なし)	<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務、本人確認事務及び機関別符号取得等事務> ・契約書において本市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 (具体的な方法)	(記載なし)	<医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務、本人確認事務及び機関別符号取得等事務> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種 条件を満たしていること ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で許諾を得ること	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略	事後	法令改正による変更
令和5年6月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	同上
令和5年6月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 (具体的な対策の内容)	(記載なし)	<医療保険者等向け中間サーバー等における措置> ・本市と医療保険者等向け中間サーバー等とで情報を連携する場合、統合専用端末上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・統合専用端末で使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・統合専用端末には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時、できるだけ速やかに実施している。 ・医療保険者等向け中間サーバー等において保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、医療保険者等向け中間サーバー等はインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・医療保険者等向け中間サーバー等ではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2 (リスクに対する措置の内容)	(記載なし)	<医療保険者等向け中間サーバー等における措置> ・統合専用端末に登録した情報はサーバにのみ保存され、統合専用端末の端末に保存されることはなく、統合専用端末から医療保険者等向け中間サーバー等の個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・統合専用端末に登録した情報については受給者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 (その他の措置の内容)	(記載なし)	<医療保険者等向け中間サーバー等における措置> ・統合専用端末に登録した情報はサーバにのみ保存され、統合専用端末の端末に保存されることはなく、統合専用端末の端末から医療保険者等向け中間サーバー等の個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・統合専用端末に登録した情報については受給者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(記載なし)	<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」、及び「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」のうち、「個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステムから基本情報等取得する本人確認業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 (具体的な方法)	(記載なし)	<医療保険者等向け中間サーバー等システムに関する教育・啓発> 医療保険者等向け中間サーバー等システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関し、該当する職員に対し集合研修を実施する。(年間1回程度) ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。	事前	同上
令和5年6月26日	Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和3年9月17日(金) から 令和3年10月17日(日) まで		事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月26日	Ⅵ評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和3年11月12日		事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年6月26日	【別添資料】Ⅱ5提供先・移転先 提供先1～提供先26	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	同上

(別添1)事務の内容

(2) 保護決定に係る事務(1/3)



(備考)

◆ 受付相談から保護開始決定までの事務

生活保護の相談を受け、生活保護の申請の意思がある場合は、申請書と同意書を受け取る。申請書の受理を起因に、必要に応じて生活保護法第28条及び第29条に係る生活実態調査を行う。調査等の結果を審査し、生活保護の必要性が認められる場合は保護開始決定を行う。

(1) 相談受付

1.生活保護の相談を受け、面接を行い、その情報を登録する。

(2) 申請受理

2.生活保護の申請書を受け取り、受理したことを登録する。

(3) 生活実態調査

《市町村への地方税等の特定個人情報の照会・回答》

3.市町村に対して、地方税関係情報、各種手当支給情報、介護保険支給情報、自立支援給付支給情報等の照会を行う。

4.市町村からの回答より、課税対象収入、各種手当給付額、自立支援給付支給額等の収入情報や、介護保険賦課額情報等の生活費の確認を行う。

《医療保険者への特定個人情報の照会・回答》

5.医療保険者に対して、医療保険給付情報等の照会を行う。

6.医療保険者からの回答より、医療保険給付情報等の収入情報の確認を行う。

《年金保険者への特定個人情報の照会/回答》

7.年金保険者に対して、年金給付情報等の照会を行う。

8.年金保険者からの回答より、年金給付情報等の収入情報の確認を行う。

《その他公的機関への特定個人情報の照会・回答》

9.その他公的機関(労働基準監督署、公共職業安定所等)に対して、労災補償情報、失業等給付情報、職業訓練受講給付等の照会を行う。

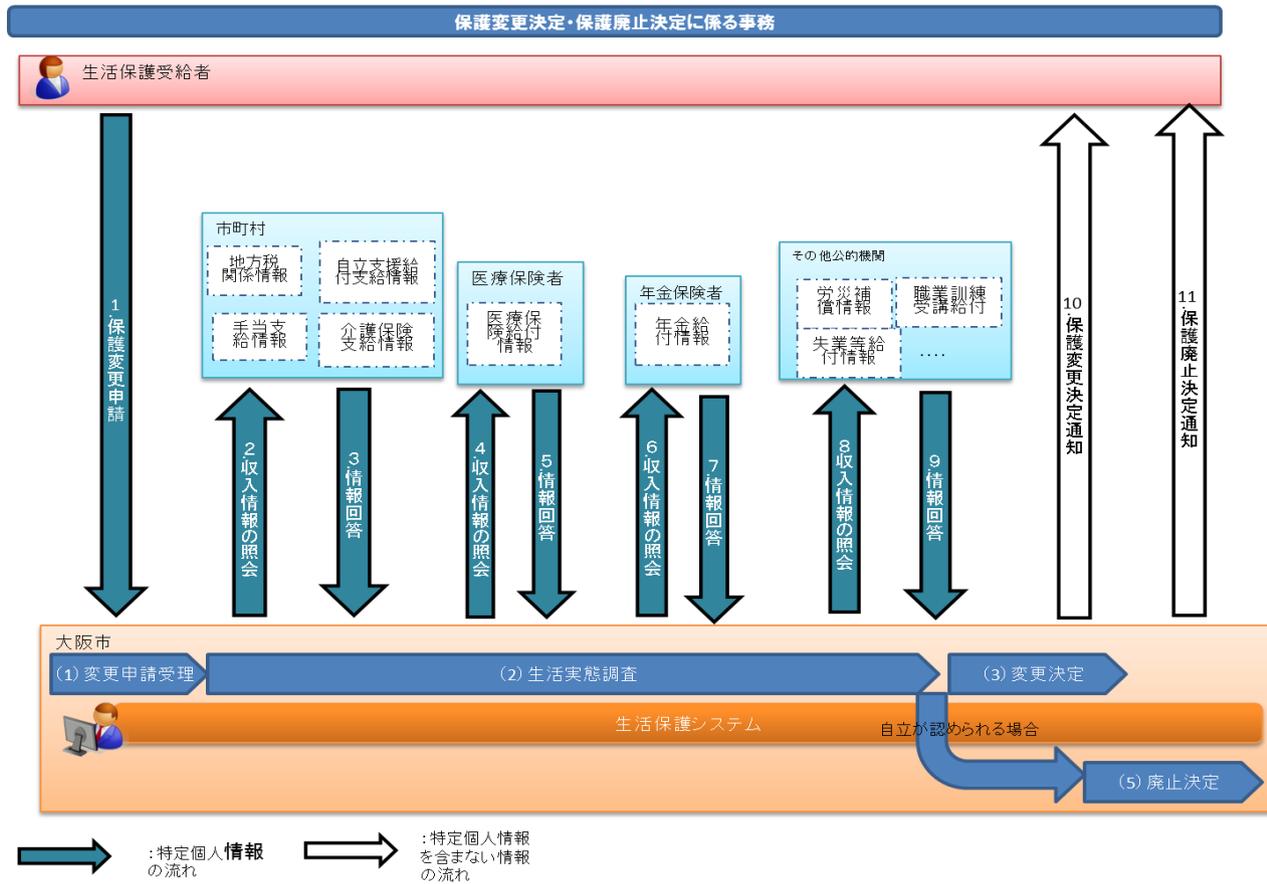
10.その他公的機関からの回答より、労災補償情報、失業等給付情報、職業訓練受講給付等の収入情報の確認を行う。

(4) 保護開始決定

11.各種情報の調査結果等より保護の要否を判定し、生活保護開始の決定を行い、保護開始決定通知書を申請者に送付する。

(別添1)事務の内容

(2) 保護決定に係る事務(2/3)



(備考)

◆保護変更決定・保護廃止決定に係る事務

生活保護の支給は、受給者の困窮の程度に応じて行うため、受給者の世帯の状況や収入等に異動が生じた場合は、保護変更の申請を受け付ける。

保護変更の申請書を受理した後、生活実態調査として、公平・公正な受給決定をすることを目的に、申請者の世帯の状況や収入を把握するための調査を行う。また、保護変更の申請の有無にかかわらず、受給者の状態に合わせて継続的な調査を行う。(※当該調査は、法第29条で認められた行政行為である。)

調査により、保護変更の要件を満たしているか判定し、保護変更の必要性が認められる場合は、保護変更決定を行い、受給者に通知する。また、受給者が生活保護を脱却し、生活の自立が可能であると認められる場合は、保護廃止決定を行い、受給者に通知する。

個別の事務は次のとおり。

(1) 申請受理

1. 受給者より生活保護変更の申請を受ける。

(2) 生活実態調査

《市町村への地方税等の特定個人情報の照会・回答》

2. 市町村に対して、地方税関係情報、各種手当支給情報、介護保険支給情報、自立支援給付支給情報等の照会を行う。

3. 市町村からの回答より、課税対象収入、各種手当給付額、自立支援給付支給額等の収入情報や、介護保険賦課額情報等の生活費の確認を行う。

《医療保険者への特定個人情報の照会・回答》

4. 医療保険者に対して、医療保険給付情報等の照会を行う。

5. 医療保険者からの回答より、医療保険給付情報等の収入情報の確認を行う。

《年金保険者への特定個人情報の照会/回答》

6. 年金保険者に対して、年金給付情報等の照会を行う。

7. 年金保険者からの回答より、年金給付情報等の収入情報の確認を行う。

《その他公的機関への特定個人情報の照会・回答》

8.その他公的機関(労働基準監督署、公共職業安定所等)に対して、労災補償情報、失業等給付情報、職業訓練受講給付等の照会を行う。

9.その他公的機関からの回答より、労災補償情報、失業等給付情報、職業訓練受講給付等の収入情報の確認を行う。

(3)保護変更決定

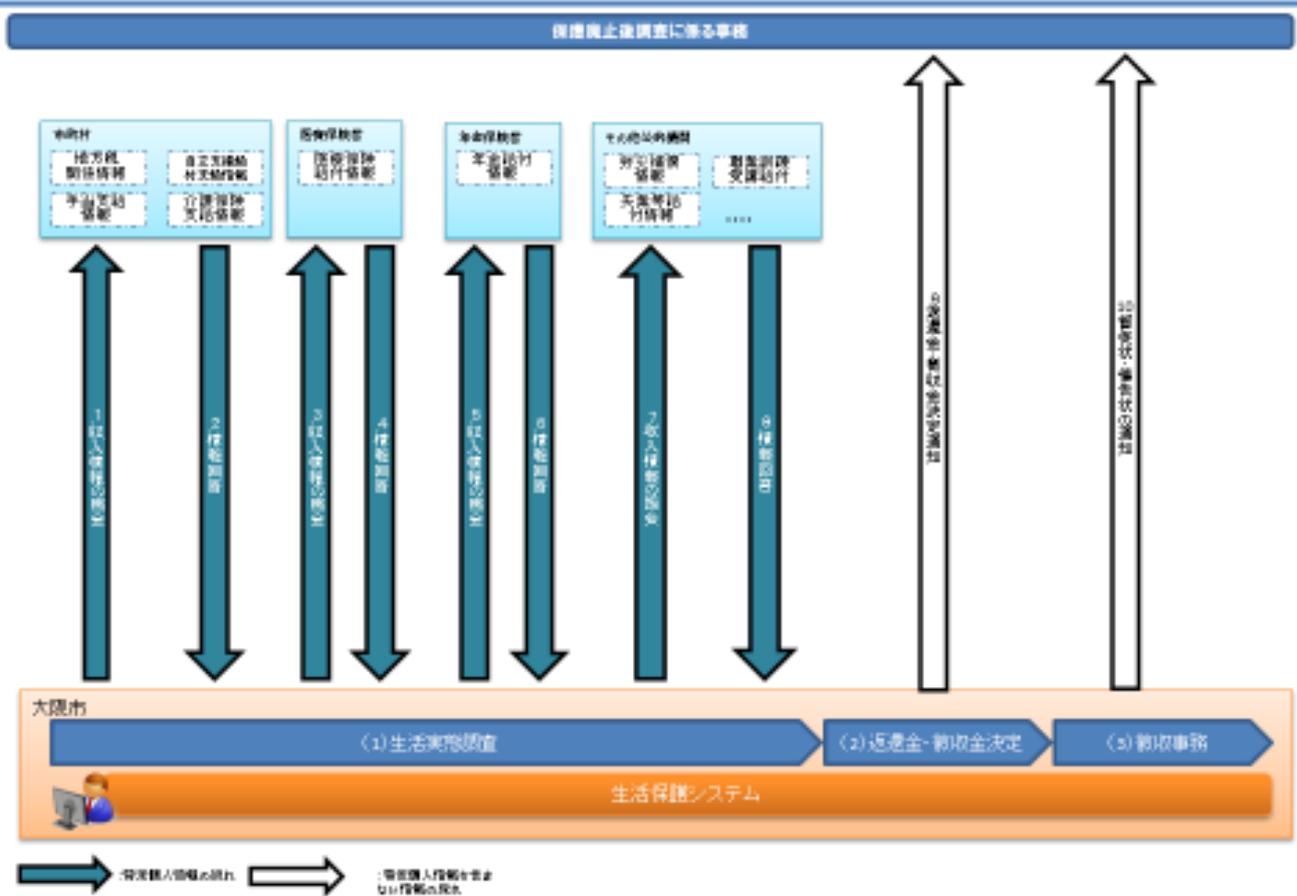
10.各種情報の調査結果等により、保護の変更を決定し、保護変更決定通知書を受給者に送付する。

(4)保護廃止決定

11.各種情報の調査結果等により、受給者の自立が認められる場合は、保護の廃止を決定し、保護廃止決定通知書を受給者に送付する。

(別添1)事務の内容

(2)保護決定に係る事務(3/3)



▼保護廃止後の調査に係る事務

保護費の過支給や不正受給等が疑われる場合は、必要に応じて生活保護法第29条に係る保護受給期間中の生活実態調査を行い、調査等の結果過支給や不正受給が確認された場合に、返還金・徴収金決定を行う。

(1)生活実態調査

《市町村への地方税等の特定個人情報の照会・回答》

- 1.市町村に対して、保護受給期間中の地方税関係情報、各種手当支給情報、介護保険支給情報、自立支援給付支給情報等の照会を行う。
- 2.市町村からの回答より、課税対象収入、各種手当給付額、自立支援給付支給額等の収入情報や、介護保険賦課額情報等の生活費の確認を行う。

《医療保険者への特定個人情報の照会・回答》

- 3.医療保険者に対して、保護受給期間中の医療保険給付情報等の照会を行う。
- 4.医療保険者からの回答より、医療保険給付情報等の収入情報の確認を行う。

《年金保険者への特定個人情報の照会/回答》

- 5.年金保険者に対して、保護受給期間中の年金給付情報等の照会を行う。
- 6.年金保険者からの回答より、年金給付情報等の収入情報の確認を行う。

《その他公的機関への特定個人情報の照会・回答》

- 7.その他公的機関(労働基準監督署、公共職業安定所等)に対して、保護受給期間中の労災補償情報、失業等給付情報、職業訓練受講給付等の照会を行う。
- 8.その他公的機関からの回答より、労災補償情報、失業等給付情報、職業訓練受講給付等の収入情報の確認を行う。

(2)返還金・徴収金決定

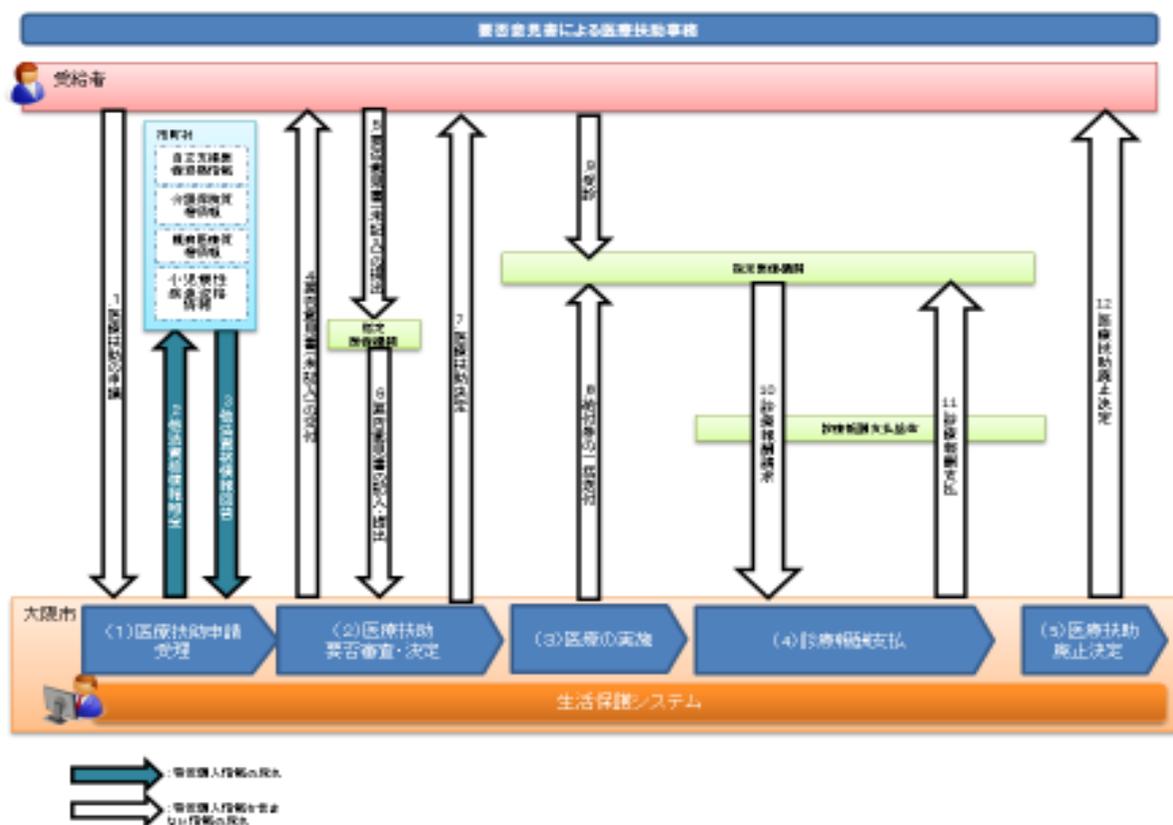
- 9.各種情報の調査結果等により、保護費の過支給や不正が確認された場合には、返還金・徴収金を決定し、返還金・徴収金決定通知書を保護廃止者に送付する。

(3)徴収事務

- 10.返還金・徴収金が納付されない場合は、督促状・催告状の送付を行い徴収する。

(別添1)事務の内容

(3)医療扶助に係る事務



(備考)

◆医療扶助に係る事務

医療機関等(※)への受診を求める受給者に対して、医療の要否を決定し、診療に係る費用を支給する事務である。

「医療扶助に係る事務」は、主に長期的な医療を要する者に対する「要否意見書による医療扶助事務」と、感冒や比較的軽微な負傷等の一時的・突発的に医療機関等への受診が必要となる受給者に対する「要否意見書によらない医療扶助事務」がある。

※医療機関等には医療機関、調剤薬局、施術機関が含まれる。

<要否意見書による医療扶助事務>

個別の事務は次のとおり。

(1)医療扶助申請受理

1.受給者は医療扶助の申請をする。

2.申請をした受給者について、他の法律に基づく医療を受けることが出来ないか、関係機関(※)に照会する。

※大阪市に住民登録がある受給者の場合は大阪市の自立支援医療担当、介護保険担当等に、そうでない場合は他市町村の自立支援医療担当、介護保険担当等に特定個人情報の照会を行う。

3.関係機関は、照会に基づき医療を受けられるかどうか回答する。

(2)医療扶助要否審査・決定

4.他の法律に基づく医療を受けることができない場合、生活保護制度による医療扶助の要否を判断する必要があるため、受給者に未記入の要否意見書を交付し、指定医療機関等で診断を受けるよう案内する。

他の法律に基づく医療を受けることが出来る場合、関係機関へ案内する。

5.受給者は、指定医療機関等に未記入の要否意見書を提示し、医療の要否の診断を受ける。

6.指定医療機関等は、診断の結果として要否意見書を記入し、大阪市に提出する。提出された要否意見書に基づき、嘱託医による審査等を行う。

7.医療の必要性が認められた場合、医療扶助を決定する。

(3)医療の実施

8.月別の給付券(※)を指定医療機関等に交付する。

※受給者が指定医療機関等で診療を受ける際に必要となる券。

9.受給者は、指定医療機関等で受診する。

(4) 診療報酬支払

10. 指定医療機関等は、医療に要した費用(診療報酬)の請求を診療報酬支払基金に対して行ない、診療報酬支払基金は、大阪市に対して診療報酬の請求を行う。

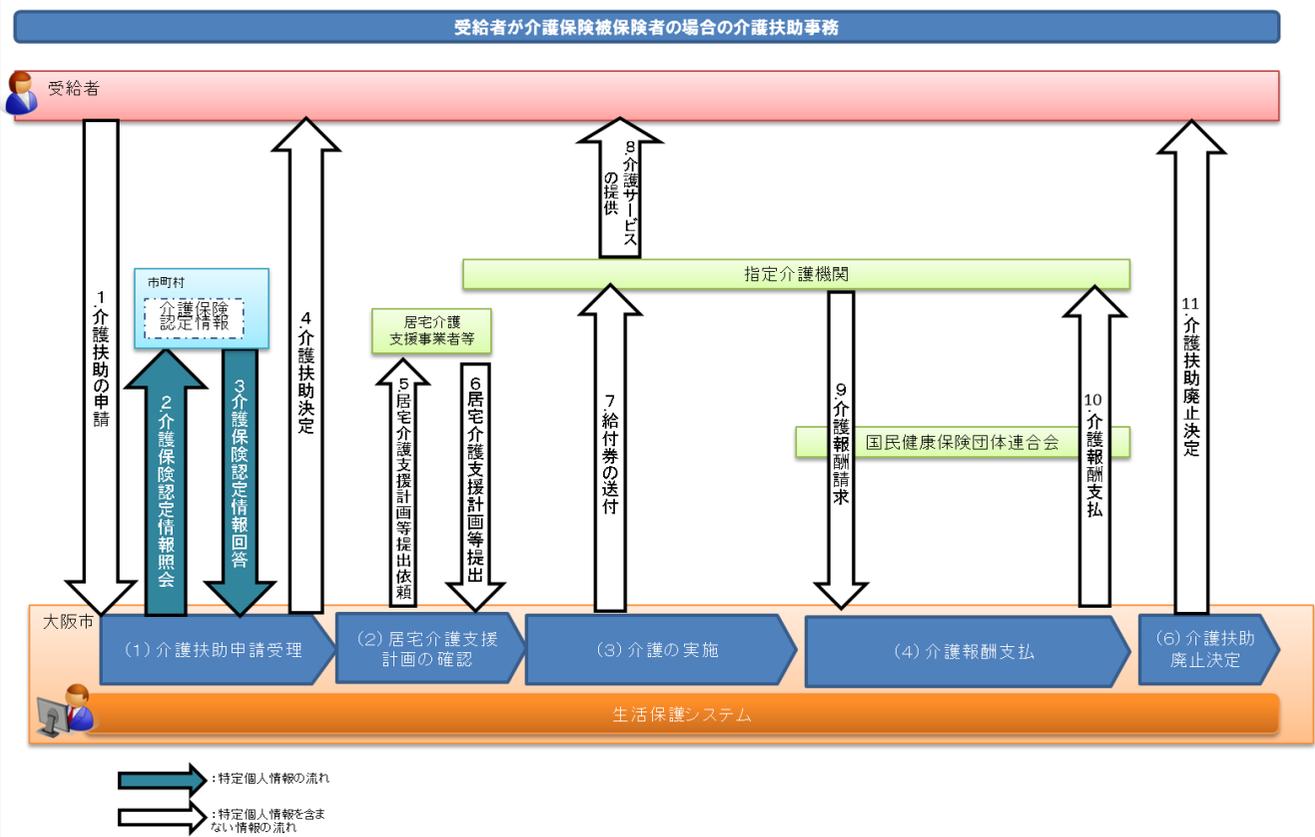
11. 請求に基づき診療報酬を診療報酬支払基金に対して支払い、診療報酬支払基金は、請求に基づき診療報酬を指定医療機関等に対して支払う。

(5) 医療扶助廃止決定

12. 実地調査・訪問調査の結果、または、医療機関等からの状況報告により、医療扶助の給付が不要であると判断される場合に、医療扶助の廃止決定を行う。

(別添1)事務の内容

(4) 介護扶助に係る事務



(備考)

◆介護扶助に係る事務

介護保険法に基づく介護サービスを必要とする受給者に対して、介護扶助を認定し、介護サービスに係る費用の本人負担金額を支給する事務である。

「介護扶助に係る事務」は、介護保険被保険者である受給者(※)を対象とする「受給者が介護保険被保険者の場合の介護扶助事務」と、40歳以上65歳未満の介護保険被保険者でない受給者を対象とする「受給者が介護保険被保険者ではない場合の介護扶助事務」がある。介護保険被保険者ではない受給者が特定疾病により介護サービスを必要とする場合、介護サービスの要否や程度を決定し、介護サービスに係る費用を支給する。

※介護保険被保険者である受給者とは、65歳以上の受給者もしくは国民健康保険や被用者保険等の公的医療保険制度に加入している40歳以上65歳未満の受給者を指す。

<受給者が介護保険被保険者の場合の介護扶助事務>

個別の事務は次のとおり。

(1) 介護扶助申請受理

1. 受給者は介護扶助の申請をする。
2. 申請をした受給者について、介護保険資格情報及び認定情報等を、関係機関(※)に照会する。
※大阪市に住居登録がある受給者の場合は大阪市の介護保険担当に、そうでない場合は他市町村の介護保険担当等に特定個人情報の照会を行う。
3. 関係機関は、照会に基づき介護保険資格情報及び認定情報等を回答する。
4. 介護サービスの必要性が認められた場合、介護扶助を決定する。

(2) 居宅介護支援計画の確認

5. 居宅介護支援事業者等に居宅介護支援計画等の提出を依頼する。
6. 居宅介護支援事業者等は、居宅介護支援計画等を提出する。

(3) 介護の実施

7. 月別の給付券(※)を指定介護機関等に交付する。
※受給者が指定介護機関等でサービスを受ける際に必要となる券。
8. 指定介護機関は介護サービスの提供を行う。

(4)介護報酬支払

9.指定介護機関等は、介護サービスに係る費用(介護報酬)の請求を国民健康保険団体連合会に対して行ない、国民健康保険団体連合会は、大阪市に対して介護報酬の請求を行う。

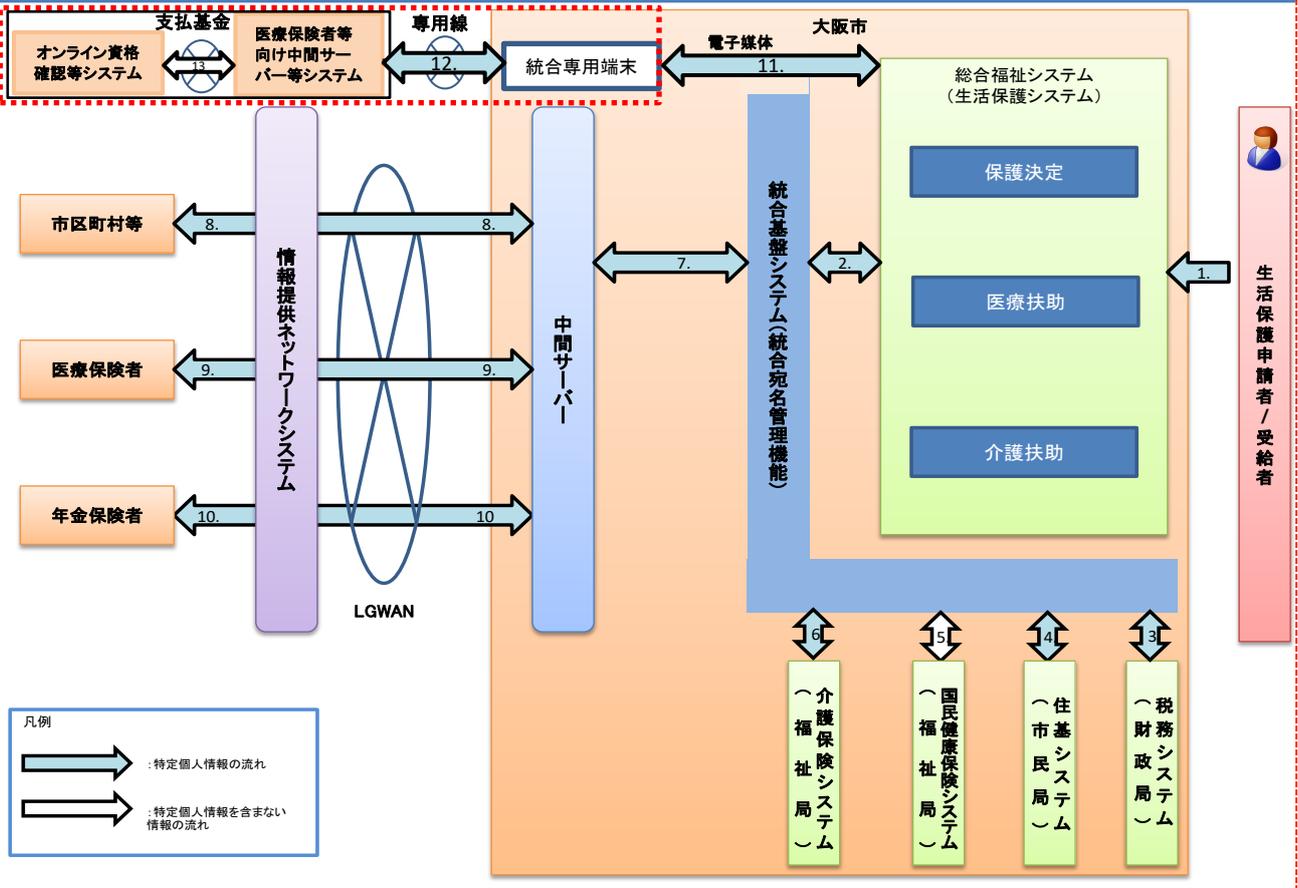
10.請求に基づき介護報酬を国民健康保険団体連合会に対して支払い、国民健康保険団体連合会は、請求に基づき介護報酬を指定介護機関等に対して支払う。

(5)介護扶助は意思決定

11.介護保険法に基づく介護サービスの必要がなくなつたと判断される場合に、介護扶助の廃止を決定する。

(別添1) 事務の内容

(1) 行政機関間等情報連携イメージ



(備考)

〈情報連携の流れ〉

- ・大阪市内部での情報連携については必要に応じて統合基盤システムを通じて行う。(2,3,4,5,6)
- ・大阪市が他行政機関等の業務システムにおいて管理している特定個人情報の情報提供を求める場合は、大阪市の保有する中間サーバーを介し、国が管理する情報提供ネットワークシステムを経由して行う。(7,8,9,10)
- ・情報照会を依頼された情報提供ネットワークシステムは、正しい照会依頼であった場合にのみ情報提供者の他行政機関等に仲介を行う。
- ・情報照会者が情報提供者に対し直接要求を出すのではなく、情報提供ネットワークシステムにアクセス許可証の発行を求め、許可された上で連携を行うことで、信頼性のある情報連携を実現する。
- ・セキュリティの観点により、中間サーバーには個人番号及び基本4情報を保有せず、符号及び団体内統合宛名番号の保有により本人を特定する。

〈情報連携の説明〉

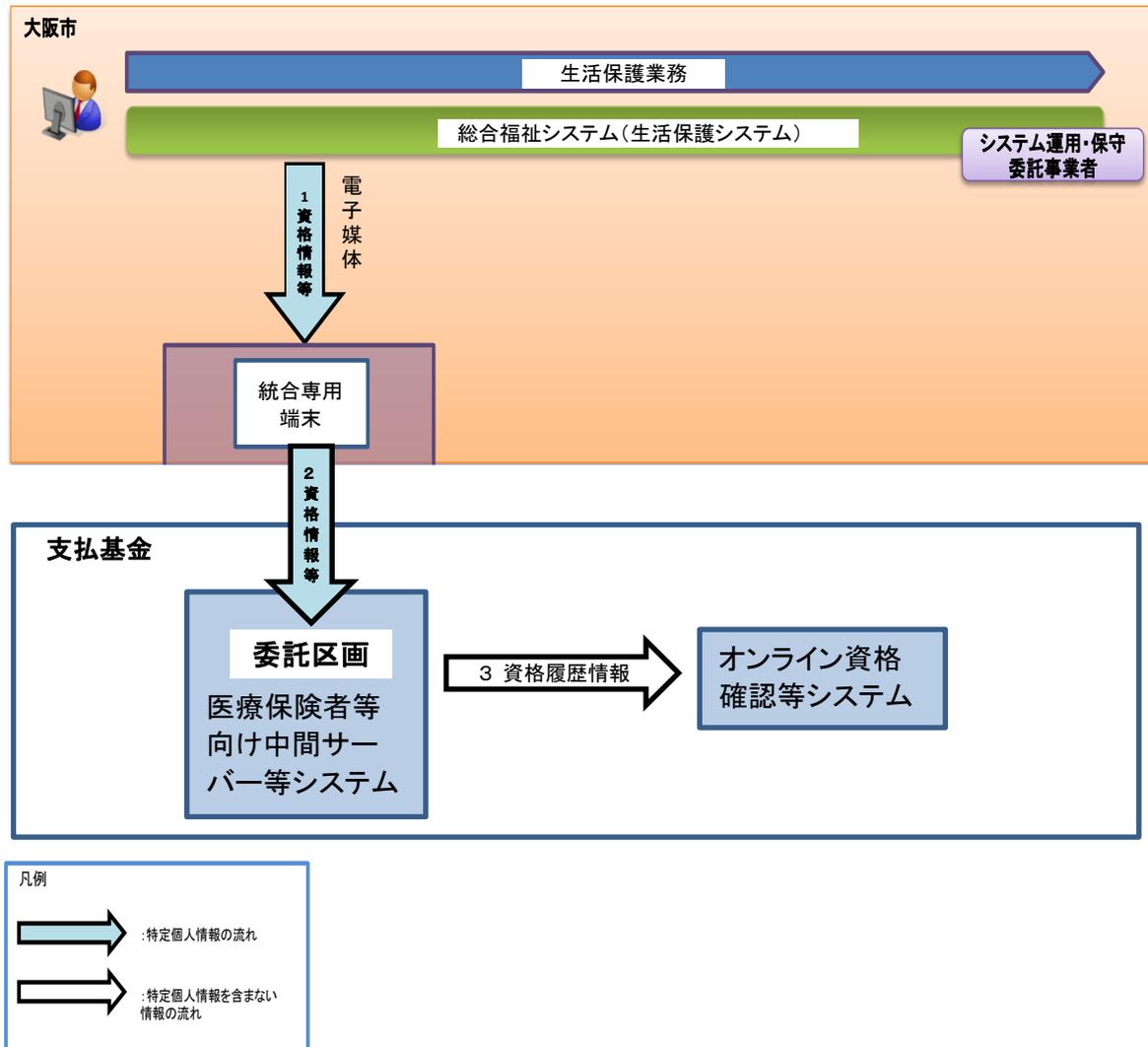
1. 個人番号を利用した業務は、生活保護申請者又は受給者より生活保護受給に関わる申請等が行われる。一方、個人番号を利用しない業務は、生活保護申請者又は受給者へは、保護決定通知書の交付、給付券等の交付等が行われる。
 2. 必要に応じて統合基盤システムを通じて本市の他の業務システム及び中間サーバーへの情報連携を行う。
 3. 税務事務システムに市民税、固定資産税、軽自動車税等の地方税関係情報の情報提供依頼を行い、保護決定等の業務に利用する。
 4. 住民基本台帳等システムに住民票関係情報の提供依頼を行い、保護決定の業務に利用する。
 5. 国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療システムに医療保険資格、医療助成等の情報提供依頼を行い、保護決定の業務に利用する。
 6. 介護保険システムに介護保険資格情報、認定情報、賦課情報等の情報提供依頼を行い、保護決定、介護保険料代理納付、介護扶助の業務に利用する。
 7. 統合宛名管理システムにおいて、総合福祉システムから連携された個人に対し大阪市内で新たに「団体内統合宛名番号」を付番する。
- 中間サーバーからの連携データについては「団体内統合宛名番号」から総合福祉システム内のキー項目に逆変換する。
8. 他市区町村等へ、地方税関係情報、他福祉施策等関係情報、介護保険関係情報等の情報提供依頼を行い、保護決定、介護扶助の業務に利用する。
 9. 医療保険者へ、医療保険資格、医療給付等の情報等提供依頼を行い、保護決定、医療扶助の業務に利用する。
 10. 年金保険者へ、年金保険資格、年金給付関係等の情報等提供依頼を行い、保護決定の業務に利用する。
 11. 総合福祉システムから電子媒体で統合専用端末に連携する。
 12. 統合専用端末を介して、医療保険者等向け中間サーバー等システム(運用支援環境)の大阪市用委託区画に加入者情報を提供する。
 13. 医療保険者等向け中間サーバー等システム(運用支援環境)の大阪市用委託区画で管理される情報を、資格情報として、オンライン資格確認等システムに提供する。

※「(別添1)事務の内容」の以降の内容に関する補足

上記にあるとおり、他行政機関等からの照会があった場合には、生活保護事務で管理している情報を回答することとなるが、回答を行うための中間サーバーへの情報格納は情報システムにより自動的に実施するものと想定している。
そのため、次ページ以降の別添1の保護決定等に関する図表には、他行政機関等からの照会に伴う事務は記載していない。(図表には、本市の職員(業務委託をされている場合は委託先を含む)が、実際に事務として作業を行うことが想定される内容を記載している。)

【別添1】事務内容 情報連携イメージ図

オンライン資格確認の準備に係る事務



《支払基金との特定個人情報の情報連携》

1. 総合福祉システムから電子媒体で統合専用端末に連携する。
2. 統合専用端末を介して、医療保険者等向け中間サーバー等システム(運用支援環境)の大阪市用委託区画に加入者情報を提供する。

《支払基金との特定個人情報以外の情報連携》

3. 医療保険者等向け中間サーバー等システム(運用支援環境)の大阪市用委託区画で管理される情報を、資格情報として、オンライン資格確認等システムに提供する。

提供先1	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第9の項 番号法別表第二の主務省令第8条
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市で生活保護の受給を受けている者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	他市での届出時点等
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第10の項 番号法別表第二の主務省令第9条
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービス提供に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市で児童福祉法による障害児通所給付費の受給等を申請した者及び関係者のうち、本市で生活保護の受給を受けている者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	他市での届出時点等

提供先3	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第14の項 番号法別表第二の主務省令第11条	
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は、特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市で児童福祉法による医療の給付等の申請を行った者及び関係者のうち、本市で生活保護の受給を受けている者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	他市での届出時点等	
提供先4	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第16の項 番号法別表第二の主務省令第12条	
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務	
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市で児童福祉法による療育の給付等の申請をした者及び関係者のうち、本市で生活保護の受給を受けている者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	他市での届出時点等	

提供先5	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第18の項 番号法別表第二の主務省令第13条
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法による給付の支給対象者のうち、本市で生活保護を受給している
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	届出時点等
提供先6	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第20の項 番号法別表第二の主務省令第14条
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障がい福祉サービス、障がい者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者福祉法による障害福祉サービス等の申請をした者及び関係者のうち、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	他市での届出時点等

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第24の項 番号法別表第二の主務省令第17条
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院等を受けている者及び関係者のうち、本市で生活保護の受給を受けている者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	入院決定時点
提供先8	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第26の項 番号法別表第二の主務省令第19条
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市で生活保護を受給している者等のうち、本市において要保護者及び被保護者であった者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	申請受理時点、受給中等

提供先9	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第27の項 番号法別表第二の主務省令第20条
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市において賦課決定等を受けている者のうち、本市において生活保護の受給を受けている者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	減免事由の発生時、更正・決定の時点等
提供先10	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第28の項 番号法別表第二の主務省令第21条
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市において賦課決定等を受けている者のうち、本市において生活保護の受給を受けている者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	減免申請・決定時点、更正・決定の時点等

提供先11	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第31の項 番号法別表第二の主務省令第22条
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市において公営住宅への入居の申請等を行った者及び同居者のうち、本市において生活保護の受給を受けている者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	他市での届出時点等
提供先12	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第37の項 番号法別表第二の主務省令第23条
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別支援学校への就学申請をした者及び関係者のうち、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	届出時点等

提供先13	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第38の項 番号法別表第二の主務省令第24条
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	学校保健安全法第24条の援助対象者のうち、本市で生活保護を受給している
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	他市での確認時点等
提供先14	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第50の項 番号法別表第二の主務省令第26条の4
②提供先における用途	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民年金の被保険者及び被保険者の属する世帯のうち、本市において生活扶助等の受給を受けている者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第53の項 番号法別表第二の主務省令第27条
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	知的障害者福祉法による障害福祉サービス等の申請をした者及び関係者のうち、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	他市での届出時点等
提供先16	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第54の項 番号法別表第二の主務省令第28条
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市において改良住宅の入居等の申請者及び同居者について、本市において生活保護を受給している者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	届出時点等

提供先17	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第61の項 番号法別表第二の主務省令第32条
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市において措置に係る申請を行った者及びその扶養義務者について、本市において生活保護の受給を受けている者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	届出時点等
提供先18	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第62の項 番号法別表第二の主務省令第33条
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市において措置を受けている者及びその扶養義務者等について、本市において生活保護の受給を受けている者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	届出時点等

提供先19	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第64の項 番号法別表第二の主務省令第35条
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市において母子家庭等及び寡婦日常生活支援事業の申請を行った者と同一の世帯に属する者について、本市において生活保護の受給を受けている者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	利用料の決定時点等
提供先20	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第70の項 番号法別表第二の主務省令第39条
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市において母子保健法による養育医療の給付等の申請を行った児童の扶養義務者について、本市において生活保護の受給を受けている者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	他市での届出時点等

提供先21	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第87の項 番号法別表第二の主務省令第44条
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	平成20年4月1日前に60歳以上で死亡した中国残留邦人等の配偶者で生活保護を受給している者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	他市での届出時点等
提供先22	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第94の項 番号法別表第二の主務省令第47条
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市における介護保険の被保険者等について、本市において生活保護の受給を受けている者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	他市での届出時点等

提供先23	(独)日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第106の項 番号法別表第二の主務省令第53条
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務
③提供する情報	受給者等に関する生活保護の受給状況に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	受給者等のうち、本市において生活保護の受給を受けている者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	他市での届出時点等
提供先24	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第108の項 番号法別表第二の主務省令第55条
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市における障がい福祉サービス給付費等の申請者及び関係者について、本市において生活保護の受給をうけている者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	他市での届出時点等

提供先25	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第116の項 番号法別表第二の主務省令第59条の2
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市で子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に係る支給認定を申請した者及び関係者のうち、本市で生活保護の受給を受けている者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	他市での届出時点等
提供先26	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第120の項 番号法別表第二の主務省令第59条の3
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市で難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費に係る支給認定を申請した者及び関係者のうち、本市で生活保護の受給を受けている者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	他市での届出時点等

移転先3	こども青少年局保育施策部保育企画課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置及び児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収	
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	届出時点等	
移転先4	福祉局障がい者施策部障がい支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	児童福祉法による肢体不目田児通所医療費、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供及び児童福祉法による負担能力の認定又は費用徴収	
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	届出時点等	

移転先5	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	届出時点等

移転先6	こども青少年局子育て支援部管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第3の項
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	届出時点等
移転先7	福祉局障がい者施策部障がい支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第5の項
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障がい福祉サービス、障がい者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	届出時点等

移転先8	財政局税務部課税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第8の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年に数度
移転先9	福祉局生活福祉部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第9の項
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	届出時点等

移転先10	福祉局生活福祉部保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第9の2の項	
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務	
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	届出時点等	
移転先11	福祉局障がい者施策部障がい福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第10の項	
②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障がい福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	届出時点等	

移転先12	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第11の項
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	届出時点等
移転先13	福祉局高齢者施策部高齢施設課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第12の項
②移転先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	届出時点等

移転先16	健康局保健所管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第16の項
②移転先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	届出時点等
移転先17	福祉局生活福祉部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第18の項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	届出時点等

移転先18	福祉局高齢者施策部介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第19の項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市で生活保護を受給している者のうち65歳以上の者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	生活保護の受給開始、廃止の決定時
移転先19	福祉局障がい者施策部障がい支援課・健康局保健所管理課・こころの健康センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第20の項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	届出時点等

移転先20	健康局保健所管理課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当医療費の支給	
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	届出時点等	
移転先21	健康局こころの健康センター	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当医療費の支給	
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	届出時点等	

移転先22	こども青少年局子育て支援部管理課・保育施策部保育企画課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第20の2項	
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	届出時点等	
移転先23	こども青少年局子育て支援部管理課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項	
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施	
③移転する情報	生活保護実施関係情報 外国人生活保護実施関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において生活保護の受給を受けている者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	届出時点等	